

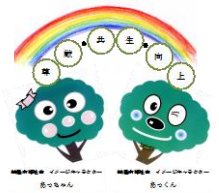
〒929-2378 輪島市三井町小泉上野2番地 ☎(0786)26-1661
特別養護老人ホーム、短期入所センター、デイサービスセンター、
訪問介護センター、居宅介護支援事務所、在宅介護支援センター、
配食サービス、輪島市介護予防・日常生活支援総合事業通所介護
相当サービス、訪問介護相当サービス、輪島市介護予防・日常生活
支援総合事業通所型サービスC

〒928-0062 輪島市堀町9字25番地 ☎(0768)23-4165
認知症対応型通所介護、輪島市介護予防・日常生活支援総合事業
通所型サービスA、訪問入浴介護センター、在宅介護支援センタ
ー、居宅介護支援事務所
しせつの窓口(輪島市宅田町)、グリーンカフェ、健康づくり教室、懐
かしの映画上映会、無料相談、認知症に関する相談

■あての森三井の里山文化展 2018

『地域の文化展に利用者の作品を出展』

●さる、11月3日(土曜日)~4日(日曜日)にかけて、旧輪島市立三井中学校において三井地区の文化展に入居者及び利用者の皆さんが作成した作品を出展いたしました。晴天に恵まれ、たくさんの方に見て頂きまして、ありがとうございました。



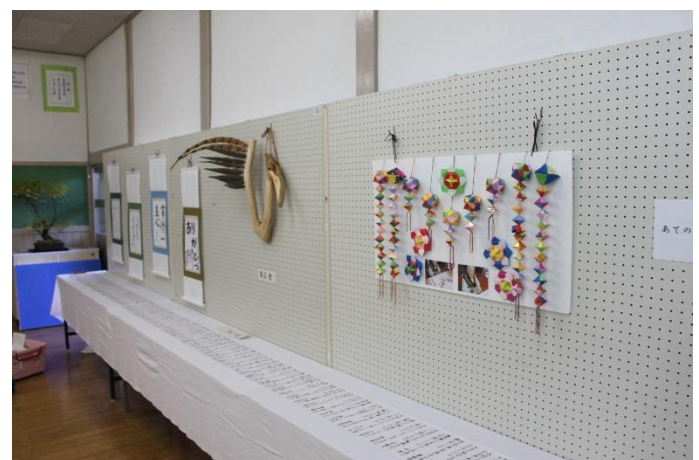
会場である旧輪島市立三井中学校入り口



共同作品



デイサービス利用者の共同作品



共同作品

■看取りケアに関する自主研修会(わじまケアネット連絡協議会施設部会主催)

『施設での看取りケアの実践から学ぶ』『医師から学ぶ施設・在宅での看取りケア』

- わじまケアネット連絡協議会施設部会が主催する看取りケアの自主研修会が11月7日(水曜日)の18:00~19:15にかけて市立輪島病院講義室にて開催されました。看取りケアについて学ぶ機会が少ないため、今回輪島市内の介護保険施設が合同で研修を行うことを計画しました。
- 前半は老人保健施設「百寿苑」から福光氏、地域密着ユニット型特養「第2 ゆきわりそう」から西村氏、従来型特養「あかかみ」から中谷氏が各施設の特徴を生かしながら取り組んだ看取りケアの実践報告でした。会場から看取り期の開始時期に関する質問がありました。
- 後半は伊藤医院の川崎医師から「看取りケアについて」の講義でした。
- 川崎医師はまとめとして、何か特別なことをする必要はなく、療養者と家族が納得のいくように、極力要望をかなえる、安心感が得られるようにケアを続ける、介護する側も一人で抱え込まず周りとの相談する、チームケアを充実させることも立派な看取りケアと話されました。
- 今後も自主研修会等を通じながら適切なケアに取り組めるよう努力していきます。

■ 第33回**社会福祉施設利用者余技展覧会**(石川県老人福祉施設協議会主催)

- 11月6日(火曜日)～9日(金曜日)にかけて石川県社会福祉会館(金沢市本多町)において第33回社会福祉施設利用者余技展覧会が開催されました。
- あての木園からも入居者及び利用者の作品を出展し、92歳(女性)と88歳(女性)の共同作品が石川県老人福祉施設協議会会長賞を受賞しました。おめでとうございます。



石川県社会福祉会館(金沢市)



石川県社会福祉会館入口



あての木園の作品



あての木園の作品

■ **胸部レントゲン検査**(定期の健康診断)



- 『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)施行令第11条に定められた社会福祉施設の管理者は、65歳以上の入居者に対して年1回、結核に係る定期の健康診断(胸部レントゲン検査)の実施義務がある。施設は実施記録を作成、保管するとともに、実施状況を管轄保健所に報告しなければならない。』に基づいて、石川県成人病予防センターに依頼し、11月8日(9:00～11:00)に入居者の皆さん(81名)に対して胸部レントゲン検査を実施しました。
- 検査場所は、あての木園会議室で無事終了いたしました。

■インフルエンザワクチンの接種(施設内での感染症予防のため)

●11月12日(月曜日)より、従来型特養あての木園の入居者を対象にインフルエンザワクチンの接種が始まりました。施設内の感染症予防のため、当法人の職員に対しても希望する方全員無料でインフルエンザワクチンの接種をしてもらっています。



■インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こる感染症です。普通のかぜの多くはのどの痛み、咳、鼻汁などの症状が中心で全身症状が現れることはあまりありませんが、インフルエンザは38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、全身倦怠感等の症状が比較的急速に現れるのが特徴です。

■季節性インフルエンザは流行性があり、いったん流行がはじまると、短期間に多くの人へ感染が広がります。日本では、例年12月～3月が流行シーズンです。

インフルエンザの予防接種(参考)

■インフルエンザワクチンは、ウイルスの感染やインフルエンザの発症を完全には防ぐことはできません。しかし、高齢者や基礎疾患(心疾患、肺疾患、腎疾患など)を持っている方などの重い合併症(肺炎など)の出現や、入院、死亡の危険性を軽減する効果が世界的にも広く認められています。

■インフルエンザワクチンは接種してから実際に効果を発揮するまでに1～4週間ほどかかります。流行期前にワクチン接種を済ませるために11月頃に接種をするとよいでしょう。

■平成13年度から高齢者のインフルエンザの予防接種が予防接種法の対象になりました。

■65歳以上の方、60歳から65歳未満で心臓や腎臓、呼吸器などに重い病気のある方は、接種費用の一部が公費で負担されます(詳しくは、お住まいの市町村にお尋ね下さい)。

■インフルエンザの予防接種は強制されるものではなく、自分の意志で受けていただきます。また予防接種法の対象外の方も今までどおり接種費用を自己負担して予防接種を受けることができます。

■なお、インフルエンザワクチンの製造過程で孵化鶏卵を使っているため、重篤な卵アレルギーのある方はワクチン接種をさけるか医師とご相談下さい。

●ご家族及び来園者については、玄関にある洗面所で手洗いのご協力をお願いします。

■平成30年度 歯と口腔の健康づくり推進会議



●能登北部保健福祉センターが主催する「歯と口の健康づくり推進会議」が11月8日(木曜日)14:00～16:00、のと空港ターミナルビル4階生涯学習センター能登分室で行われました。

●推進会議は公開会議方式で開催され、当法人の職員である柿木歯科衛生士が高齢者関連施設の取り組みとして「あての木園における口腔ケアの実践」を発表しました。

●この推進会議は年1回開催されており石川県歯科医師会の理事、輪島市歯科医師会会長、珠洲鳳珠歯科医師会会長、珠洲市、輪島市、能登町、穴水町の歯と口腔に関係する職員や能登北部保健福祉センターの職員、石

川県健康福祉部の専門員も参加し、歯科医師会の取り組み、各市町の取り組み、能登北部圏域全体の取り組み、石川県全体の取り組みについても発表がありました。

●基調講演として「生涯を通じた歯の健康づくり」と題し、矢間輪島歯科医師会会長が講演され、子供～大人～老人までの健康維持を図るため、生涯を通じた歯と口腔の管理が必要であることを学びました。

●当法人の専門職の知識や技術が施設以外でも発揮できるよう、積極的に職員の派遣に取り組んでいきたいと思っております。



■ 輪島市立三井小学校からお米の贈り物

『稲架干ししたコシヒカリ』

- 学校農園で地域の方の指導を受けながら田植え、稲刈り、稲の稲架干しの体験学習をした三井小学校の皆さんから精米したコシヒカリ 30kgを11月13日(火曜日)にいただきました。
- 子供たちが作ったお米を大切に頂きたいと思います。ありがとうございました。

■ 気軽に相談下さい

■介護保険制度で利用できるサービスについて ■高齢者支援サービスについて

■サービスの利用や利用料金について

- 特別養護老人ホームの入所について ●短期入所(ショートステイ)の利用について
- 通所介護(デイサービス)の利用について ●認知症対応型通所介護(認知デイ)の利用について
- 訪問介護(ホームヘルパー)の利用について ●訪問入浴介護(訪問入浴サービス)の利用について
- 通所型サービスA(元気デイサービス)の利用について ●通所型サービスC(筋力向上トレーニング)の利用について
- 配食サービスの利用について ●見守りサービスの利用について

■高齢者の介護等について

- 排泄介助や入浴介助、更衣介助、歩行介助等日常生活全般にかかる介護に関する事について
- 認知症状や認知症介護に関する事について ●義歯や口腔ケアに関する事について
- 食事や栄養に関する事について ●健康管理や服薬管理、医療に関する事について
- 福祉用具の活用方法について ●その他 高齢者の生活に関する事について

■グループ活動の支援や仲間づくりの支援について

- 健康づくり教室の開催について ●懐かしの映画上映会の開催について
- グリーンカフェについて ●いきいき百歳体操について
- 会議室、デイサービスセンターのホール等の無料開放について

■ ご相談下さい『特例入居について』

■要介護1又は2の要介護者であっても、認知症及び知的障害・精神障害等、深刻な虐待、家族等による支援が期待できない等の理由で特例的な施設への入居(以下「特例入居」という。)が認められています。

- ①認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- ②知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
- ③家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
- ④単身世帯である、同居家族が高齢又は虚弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について(参考)厚生労働省より

指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設(以下「施設」という。)については、施設への入所の必要性の高い者の優先的な入所に努めるよう、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)」第7条第2項及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)」第134条第2項で義務づけているところであるが、今般、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第21項の改正と、それに伴う介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)の改正により、平成27年4月1日以降の施設への入所が原則要介護3以上の方に限定される一方で、居宅において日常生活を営むことが困難な事についてやむを得ない事由があることによる要介護1又は2の方の特例的な施設への入所(以下「特例入所」という。)が認められる。これらの運用に当たっては、透明性及び公平性が求められるとともに、特例入所の運用については、市町村による適切な関与が求められる。

■問い合わせ先は

〒929-2378 石川県輪島市三井町小泉上野2番地 特別養護老人ホームあての木園
電話 (0768)26-1661 ファックス(0768)26-1751
メール atenoki@skyblue.ocn.ne.jp